

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和4年8月23日(火) 午前9時55分～午前10時31分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

3番 杉浦 康憲、 9番 柳沢 英希、 10番 杉浦 辰夫、
14番 小嶋 克文、 15番 内藤とし子
オブザーバー
議長(12番) 鈴木 勝彦、 副議長(2番) 神谷 直子

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 荒川 義孝、 4番 杉浦 浩一、 5番 岡田 公作、
6番 柴田 耕一、 7番 長谷川広昌、 8番 黒川 美克、
11番 北川 広人、 13番 今原ゆかり、 16番 倉田 利奈

4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、行政GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 令和4年9月定例会について
 - (1) 議案の説明について
 - (2) 議案の取り扱いについて

- (3) 9月定例会における議会のコロナ対応について
 - (4) 一般質問の受付について
 - (5) 決算特別委員会委員の選任について
 - (6) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取り扱いについて
- 2 今後の議会運営委員会の日程等について
 - 3 資料要求について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小嶋克文委員を指名いたします。

本日、御協議いただきます案件は、付議事項のとおりであります。

それでは、案件の順序に従い逐次進めてまいりますので、御協力をお願いいたします。

《議 題》

1 令和4年9月定例会について

(1) 議案の説明について

委員長 当局の説明を求めますが、着席のままで結構です。

説（総務部） 委員長にお許しをいただきましたので、着座にて御説明させていただきます。

それでは、令和4年9月定例会に付議させていただきます案件につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、提出予定案件一覧表をお願いいたします。

案件といたしましては、同意が2件、一般議案が42号から45号までの4件、補正予算が46号から51号までの6件、認定が8件、報告が1件の計21件をお願いするものでございます。

提出予定案件一覧表の次の資料、提出予定議案の概要、A4版1ページの資料でございますが、こちらをお願いいたします。

同意及び一般議案につきましては、この資料に沿って御説明を申し上げます。

初めに、同意第4号、公平委員会委員の選任については、現委員の杉浦龍至氏の任期満了に伴い、増田乾太郎氏を選任いたしたく、御同意をお願いするものであります。

同意第5号、教育委員会委員の任命は、現委員加藤洋子氏の任期満了に伴い、再度任命するため、御同意をお願いするものであります。

議案第42号は、本郷子ども広場を廃止するものであります。

議案第43号は、開発行為により設置された道路の市への帰属に伴い、市道路線として認定するものであります。

議案第44号は、令和3年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御議決をお願いするものであります。

議案第45号は、非常勤職員に係る育児休業の期間の延長の要件を緩和等するものであります。

続きまして、議案第46号、令和4年度一般会計補正予算（第6回）について御説明申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億3,260万円を追加し、補正後の予算総額を166億1,574万8,000円といたすものであります。

8ページをお願いいたします。

債務負担行為補正は、南部ふれあいプラザ耐震診断等業務委託料及び全世代楽習館耐震診断等業務委託料について、新たに期間及び限度額を定めるものであります。

48ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款1項1目民生費国庫負担金及び15款1項1目民生費県負担金の低所得者保険料軽減負担金は、令和3年度の負担金の確定及び令和4年度内示額の決定に伴い減額いたすものであります。

14款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、6月30日付けで追加交付が決定されたことにより増額いたすものであります。

2目民生費国庫補助金の介護報酬改定等システム改修事業費補助金は、令和4年度の補助金の確定に伴い、計上いたすもので、子ども・子育て支援交付金、保育対策総合支援事業費補助金、15款2項2目民生費県補助金の地域子ども・子育て支援交付金は、保育園や認定こども園等における新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の実施に伴い、計上いたすものであります。

15款2項1目総務費県補助金の元気な愛知の市町村づくり補助金は、いきいき号循環事業に対する補助金で、県からの事業採択に伴い、計上いたすものであります。

9目教育費県補助金の教育支援体制整備事業費交付金は、幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の実施に伴い、計上いたすものであります。

17款1項3目総務費寄附金の公共施設等整備基金指定寄附金は、杉浦則男様から200万円を御寄附いただいたものであります。

50ページをお願いいたします。

18 款 1 項 1 目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として減額いたすものであります。

19 款 1 項 1 目繰越金は、前年度繰越金の額の確定に伴い、増額いたすものであります。

52 ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2 款 1 項 11 目財産管理費は、燃料価格の高騰に伴い、本庁舎の光熱水費を増額いたすものであります。

2 款 8 項 1 目基金費の公共施設等整備基金積立金は、今回の補正予算の財源調整や寄附金を積み立てるものであります。

54 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 2 目地域福祉推進費は、いきいき広場の防犯対策として、防犯カメラを設置する工事費を計上いたすものであります。

13 目高齢者医療費は、前年度の療養給付費負担金の額の確定に伴い、増額いたすものであります。

16 目介護保険事業費及び 17 目後期高齢者医療事業費は、前年度繰越金の額の確定等により、特別会計への繰出金をそれぞれ減額いたすものであります。

3 款 2 項 2 目保育サービス費の各事業並びに 56 ページをお願いいたしまして、3 目家庭支援費の 9、児童センター事業及び 10、放課後児童健全育成事業は、いずれも保育園をはじめとした児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策として、マスクや消毒液等の衛生用品を購入する費用の補助等を行うもので、54 ページにお戻りいただきまして、3 目家庭支援費の 7、みどり学園運営事業は、みどり学園改修工事において、園庭門扉設置工事等を増工いたすものであります。

56 ページをお願いいたします。

10 款 2 項 1 目学校管理費及び 10 款 3 項 1 目学校管理費は、燃料価格の高騰に伴い、小中学校の光熱水費を増額いたすものであります。

58 ページをお願いいたします。

10 款 4 項 1 目幼児教育費は、幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策

として、マスクや消毒液等の衛生用品を購入するものであります。

10 款 5 項 2 目生涯学習機会提供費は、燃料価格の高騰に伴い、地域交流施設の光熱水費を増額いたすほか、女性文化センター空調設備更新工事費及び吉浜公民館空調設備更新工事費の請負額の確定に伴い、工事請負費を減額いたすものであります。

最後に、12 款公債費は、市債の利率見直しに伴い、元金及び利子の増減をいたすものであります。

1 ページにお戻りをお願いいたします。

議案第 47 号、国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）ほか 4 特別会計の補正予算は、いずれも前年度繰越金の額の確定等に伴う補正を主な内容としております。

続きまして、決算の概要につきまして申し上げます。

決算書の 2 ページの会計別決算総括表をお願いいたします。

認定第 1 号から認定第 8 号までは、令和 3 年度一般会計ほか 5 特別会計及び別冊の水道事業会計及び下水道事業会計の決算認定をお願いするものであります。

初めに、一般会計の歳入決算額は、181 億 7,836 万 9,774 円。歳出決算額は 172 億 4,771 万 6,908 円。差引残額は 9 億 3,065 万 2,866 円であります。

決算書の中ほどになりますが、196 ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。

実質収支につきましては、3、歳入歳出差引額から、4、翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた、5、実質収支額は 8 億 7,763 万 2,866 円であります。

2 ページの総括表にお戻りをお願いいたします。

特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計は、歳入決算額は 34 億 5,311 万 8,812 円。歳出決算額は 33 億 5,170 万 3,356 円。差引残額は、1 億 141 万 5,456 円であります。

土地取得費特別会計は、歳入決算額は 5,584 万 402 円。歳出決算額は 309 万 3,431 円。差引残額は 5,274 万 6,971 円であります。

公共駐車場事業特別会計は、歳入決算額は 9,289 万 496 円。歳出決算額は

8,641万5,213円。差引残額は647万5,283円であります。

介護保険特別会計は、歳入決算額は30億3,911万8,483円。歳出決算額は28億6,705万5,272円。差引残額は1億7,206万3,211円であります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額は5億5,042万2,127円。歳出決算額は5億4,273万9,753円。差引残額は768万2,374円であります。

続きまして、別冊の水道事業会計及び下水道事業会計について申し上げます。初めに、水道事業会計決算書の6ページ、7ページの水道事業決算報告書をお願いいたします。

収益的収入、水道事業収益は9億4,471万4,483円。収益的支出、水道事業費用は7億7,432万2,011円であります。

8ページ、9ページをお願いいたします。

資本的収入は8,219万9,836円。資本的支出は3億8,925万1,231円あります。

次に、下水道事業会計決算書の4ページ、5ページの下水道事業決算報告書をお願いいたします。

収益的収入、下水道事業収益は9億8,570万2,427円。収益的支出、下水道事業費用は8億9,946万5,175円あります。

6ページ、7ページをお願いいたします。

資本的収入は12億5,371万5,610円。資本的支出は16億7,789万4,119円あります。

続きまして、別冊の報告案件について申し上げます。

報告第7号は、財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の御報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上が、9月定例会に付議させていただきます案件でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 ただいま当局より説明のありましたとおり、同意2件、一般議案4件、補正予算6件、決算認定8件、報告1件であります。

ただいまの説明に対する質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 ないようでしたら市長。

市長挨拶

委員長 当局の方は退席願います。御苦労さまでした。

(2) 議案の取り扱いについて

委員長 事務局より説明願います。

説(事務局 副主幹) それでは説明させていただきます。

9月定例会の会期及び会議日程につきましては、既に6月22日開催の議会運営委員会で決定をいただいておりますが、会期につきましては8月31日から9月28日までの29日間でございます。

議案の取扱いにつきましては、8月31日の本会議初日において、同意第4号及び同意第5号を即決で願い、続いて議案の上程、説明を受け、報告第7号の報告を受けます。

9月6日、第2日目と7日、第3日目の2日間是一般質問を行い、一般質問終了後に関連質問を願い、9月9日第4日目は総括質疑、決算特別委員会の設置、議案の委員会付託をお願いいたします。

9月13日から15日までの3日間は、決算特別委員会において、議案第44号及び認定第1号から認定第8号までの付託案件の審査を願います。

なお、議案第44号、令和3年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び認定第7号、令和3年度高浜市水道事業会計決算認定については、本会議の総括質疑、決算特別委員会での質疑、ともに水道事業会計決算に係る案件での関連上、一括議題とさせていただきます。

9月21日の総務建設委員会においては、議案第42号及び議案第43号の一般議案、2議案並びに議案第46号から議案第49号まで並びに議案第51号の補

正予算、5議案を審査願います。

9月22日の福祉文教委員会においては、議案第45号の一般議案、1議案並びに議案第46号及び議案第50号の補正予算、2議案を審査願います。

なお、補正予算につきましては、付託委員会区分を明示したものを別途配付させていただいておりますので、御了承をお願いいたします。

最終日の9月28日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決の順に行います。説明は以上でございます。

委員長 ただいま事務局が説明しました案のとおりに決めさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、案のとおりに決定させていただきます。

(3) 9月定例会における議会のコロナ対応について

委員長 本件について、議長より発言を求められていますので、これを許可します。

議長 それでは、9月定例会における議会の対応についての資料を御覧ください。

皆さん、御承知のとおり、7月の半ば以降、新型コロナウイルスの新規感染者が急増しております。また、新規感染者数の最多を更新するなど、第7波が到来し、8月5日には愛知県からBA.5対策強化宣言が発せられました。

この対策強化宣言の全般的な方針は、国の基本的対象方針を踏まえ、三密の回避やマスクの着用などの基本的感染防止対策の徹底をうたっていることから、9月定例会における議会のコロナ対策については、資料のとおり、感染拡大前の6月定例会における対応と同様のものとし、基本的な感染対策であるマスクの着用、手指消毒の徹底及び執行部の出席の制限については、引き続き執り行いたいと思っております。

傍聴の自粛のお願いや一般質問の時間短縮などの制限は行わないこととしています。

なお、決算特別委員会における現地調査については、議長案では、視察先を高浜中学校として、視察先では必ずマスクの着用をし、手指消毒の徹底、人と人との距離を確保し、大声での会話は控えることとしています。

最後に、6月定例会と同様に、期間中に愛知県が緊急事態宣言の対象区域に指定、もしくは本市がまん延防止等重点措置の対象区域に指定された場合は、議会運営委員会に諮り、その後の対応を検討することといたしております。

以上が9月定例会における新型コロナウイルス感染症対策の議長案についてであります。なお、本件については、あらかじめ議会タブレットに登録し、議長案について御意見のある場合は、文書にて事務局に提出してほしいという旨をお知らせしたところ、決算特別委員会の現地調査について、公明党さんから別添のとおり、現地調査は控えるべきとの御意見が提出されましたので、この件もあわせて協議をお願いしたいと思います。以上であります。

委員長 ありがとうございます。

ただいま、議長から説明がありましたが、議長案について、公明党さんからは別添のとおり、決算特別委員会の現地調査は控えるべきとの御意見が提出されたとのことでしたが、それ以外の部分については、他会派からも特段の御意見がなかったので、まず決算特別委員会の現地調査を除いた9月定例会の議会のコロナ対応についてお諮りいたします。

決算特別委員会の現地調査を除いた9月定例会の議会のコロナ対応については、議長案のとおりとして御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、決算特別委員会の現地調査を除いた9月定例会の議会のコロナ対応については、議長案のとおりとすることに決定いたしました。

次に、決算特別委員会の現地調査についての協議をお願いいたします。

公明党さんより提出された御意見についての説明をお願いします。

説（14） 今回、第7波のコロナは小中学生等の子供たちの感染割合が非常に多いと聞いています。夏休み中は減っているようですが、学校が9月で始めれば、また増加が大変、今、心配をされております。

今、宣言が出てないからといって、先ほど、議長のほうから話もありましたけども、感染状況というのは昨年また一昨年より非常に増えております。

そういったことで、特に教育環境等を守るためにも、学校施設、特に屋内施設の現地調査は控えたほうがいいんじゃないかと。これがうちの提案理由でございます。以上です。

委員長 ただいま、公明党さんから説明がありましたが、このことについて御意見のある方はお願いいたします。

意（9） 先ほど、議長からもいろいろとお話ありましたが、今回、学校から今期の決算委員会での現地調査の受入れが可能ですよというお話だと思いますけども、こうして公明党さんからの御意見も出ておりますので、市政クラブとしては、一旦持ち帰りをさせていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ただいま、市政クラブさんより持ち帰りとの御意見が出されました。

先ほど、9月定例会における議会のコロナ対応については、決算特別委員会の現地調査を除き議長案のとおりとすることが決定しましたが、決算特別委員会の現地調査については、議運委員以外の会派の御意見も伺う必要があるため、各派代表者会議で協議をお願いしたいと思いますが、議長、よろしいでしょうか。

議長 決算特別委員会の現地調査については、協議を行うための各派代表者会議を8月31日、9月定例会初日の本会議終了後に開催しますので、御予定をお願いしたいと思います。

委員長 皆さん、御予定をお願いいたします。

(4) 一般質問の受付について

委員長 一般質問の受付は、議会運営に関する申合せにより、8月24日水曜日の午前8時30分から午後5時までとします。

質問の順序は、受付順とします。ただし8月24日の午前8時30分以前に2人以上ある場合は、抽せんにより質問の順序を決めさせていただきます。

なお、一般質問の通告に当たっては、質問の要旨を具体的に記載していただきますようお願いいたします。

これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決めさせていただきます。

(5) 決算特別委員会委員の選任について

委員長 事務局より説明願います。

説（事務局 副主幹） 決算特別委員会委員の構成メンバーは、4年間の構成表で既にお決めにいただいておりますので、構成メンバーについて御報告させていただきます。

決算特別委員会委員は、荒川義孝議員、杉浦浩一議員、岡田公作議員、長谷川広昌議員、柳沢英希議員、北川広人議員、小嶋克文議員、倉田利奈議員の8名となります。

委員長 この9月定例会における決算特別委員会委員に、ただいま事務局から報告のありました8名を議長より指名することに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定いたします。

(6) 請願書、陳情書及び意見書（案）の取り扱いについて

委員長 本日までに提出がありましたのは、陳情書 4 件です。陳情第 10 号から陳情第 13 号までについて、付託先の委員会を事務局から発言願います。

説（事務局 副主幹） それでは、陳情文書表（案）と各陳情書の写しを配付させていただいておりますが、提出されました陳情 4 件の付託委員会につきましては、陳情第 10 号から陳情第 13 号までを福祉文教委員会に付託するということをお願いしたいと思えます。

委員長 ただいま、各陳情の付託委員会について、事務局より発言がありました。そのように決定させていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

2 今後の議会運営委員会の日程等について

委員長 初めに、9月9日の金曜日、本会議第4日目の終了後、各常任委員会での自由討議に付する案件を選定するため、各派代表者会議の開催後、議会運営委員会を開催いたしますので、御予定願います。

続いて、令和4年12月定例会の日程を協議する議会運営委員会を9月22日の木曜日、福祉文教委員会終了後に開催したいと思えますので、御予定願います。

3 資料要求について

委員長 ここで議長より発言を求められていますので、これを許可します。

議長 御手元に配付してありますとおり、8月17日付けで内藤とし子議員より決算審査に関し、資料要求願が提出されましたので、市長に資料要求を提出すべきか議会運営委員会でお諮りいただきますようお願いいたします。

委員長 ただいま、議長より内藤とし子議員から提出されました資料要求願について、議会運営委員会で諮るよう依頼がありました。

資料要求については、議会運営に関する申合せ事項において、議案審議に当たり、資料要求する場合は、議長に資料請求願書を提出し、議長はこれを議会運営委員会に諮り、資料要求を当局に要求すると決められた場合は、議長は当局の資料を要求するとあることから、議会運営委員会で諮るものです。

今回の資料要求について、まず内藤議員より説明いただき、市長に資料要求を提出すべきか諮りたいと存じますので、内藤とし子議員、説明を願います。

説(15) まず、資料要求は毎年ずっとさせていただいています。今回出てきている決算資料だけでは、自分のところの去年の分だけということで、わかりにくいところもありますので、35に渡って資料要求しておりますが、下記資料の要求をお願いして慎重審査をしたいと思いますので、ぜひ、よろしく願います。

委員長 ただいま、内藤委員から説明がありましたが、この件について、御意見のある方は願います。

意 見 な し

委員長 御意見もないようですので、本件につきましては、過去から決算審査に当たって、資料請求願が出されており、これを市長に資料要求してきたものですので、これまでどおり、議会として資料要求するものとしてよろしいでしょうか。

問(9) 内藤議員にちょっと御質問ですけども。例えば、昨年だとか一昨年だとかと変更点はないんですか。

答(15) 昨年出した資料要求と今年出した資料要求の違いがあるかないかっていうことですか。ちょっと今すぐ。あったような気がするんですが。

答（事務局 副主幹） 昨年の資料要求願と比べたところ、特に変更点はございませんでした。

委員長 はい、ほかにいいですか。

御異議なしということで、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。

よって、内藤とし子議員提出の資料請求願を議長より市長に提出することとします。

なお、ペーパーレス化への移行を鑑み、今回の資料要求から、原則、データのみでの配布としますが、紙資料を希望される方は、本日中に事務局へお申出ください。

ここで事務局より発言を求められていますので、これを許可します。

説（事務局 副主幹） 議会タブレット導入後も本会議の日程表及び付託表を紙で配付させていただいておりましたが、ペーパーレス化の移行を鑑み、日程表及び付託表の紙での配布をこの9月定例会から中止といたしますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長 事務局の発言のとおりですので、御承知おき願います。

以上で案件は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了します。

委員長挨拶

閉会 午前 10 時 31 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長